

## 中古住宅適合証明申請書類チェックリスト (フラット35 (借換融資))

フラット35 (借換融資) の適合証明申請のため、次の書類を提出します。

調査書類		確認欄 (※1)	備考
全ての方が提出する書類	1	建物の登記事項証明書の写し	
	2	敷地面積が確認できる書類	土地の登記事項証明書の写し 1に掲げる書類 (一戸建て以外) 5に掲げる書類 など
	3	建築確認日が確認できる書類	確認済証 (建築確認通知書) の写し 検査済証の写し 1に掲げる書類 など
	4	耐震評価のための設計図書等	耐震評価のために提出が必要な設計図書等の種類については、検査機関又は適合証明技術者にご確認ください。
	5	物件の概要が確認できる書類 (書類がない場合は提出不要)	パンフレット 確認済証 (建築確認通知書) の添付書類 竣工図の写し (配置図及び平面図) など (あるものはできるだけご提出ください。)
一戸建て等の場合	6	土地の登記事項証明書の写し	申請に係る全ての地名地番についてご提出ください。
住宅の構造を住宅メーカーに確認した場合 (※2)	7	中古住宅構造確認書	構造の検査に必要な図面などが無い場合で、住宅メーカーに確認する方法です。書式、取扱い等については、機構ホームページをご確認ください。 ( <a href="http://www.flat35.com/tetsuduki/cyuko/kensa_doc.html">http://www.flat35.com/tetsuduki/cyuko/kensa_doc.html</a> )
併用住宅の場合	8	設計図書	住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書類 (平面図等に住宅部分及び非住宅部分の範囲を明示したもの)
その他	9	物件検査の項目によっては、図面等をご提出いただく場合があります。 詳しくは、検査機関又は適合証明技術者にご確認ください。	

※1 提出する書類がある場合は、確認欄に○印を付してください。

※2 この取扱いは、重ね建て又は共同建ての場合で、構造の検査に必要な図面などが無い場合の取扱いです。  
一戸建て又は連続建ての場合は、構造の検査が不要なため、図面などが無い場合であっても、「中古住宅構造確認書」を提出していただく必要はありません。

戸建型式については、以下の参考図でご確認ください。

